

令和6年度

定期監査（前期）報告書

財政援助団体等監査報告書

三鷹市監査委員



古紙パルプ配合率80%再生紙使用



(写)

6 三 監 第 2 5 1 号

令和 7 年 1 月 10 日

様

三鷹市監査委員 河 並 祐 幸

三鷹市監査委員 岩 見 大 三

令和 6 年度定期監査（前期）及び財政援助団体等監査の結果報告  
並びに監査委員への改善措置の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により実施した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善措置を講じた場合は、報告方よろしくお願いします。

# 目 次

## 定 期 監 査

スポーツと文化部 -----	1
(芸術文化課、生涯学習課、スポーツ推進課)	

## 財政援助団体等監査及び定期監査

大沢住民協議会 -----	7
(生活環境部コミュニティ創生課)	
特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災 -----	12
(総務部防災課)	

注記 文中及び各表中の数値等は、原則として監査実施時の資料に基づいている。

本報告書は三鷹市監査基準に準拠している。

# 定期監査

## スポーツと文化部

### 芸術文化課、生涯学習課、スポーツ推進課

#### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

#### 第2 監査の対象

芸術文化課、生涯学習課、スポーツ推進課の令和6年4月1日から9月30日までにおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

#### 第3 監査の着眼点

スポーツと文化部（監査対象課は標記の課。以下同じ。）所管の財務に関する事務及びその他の事務が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- 3 契約の方法及び手続は適正か。また、随意契約による場合、法令の根拠は明確で理由は適正か。
- 4 契約内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- 5 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- 6 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- 7 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- 8 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### 第4 監査の期間

令和6年9月6日から令和6年12月25日まで

#### 第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

- 1 芸術文化課  
芸術文化課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認

められた。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 文化施設使用料について
- (3) 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ管理運営費（全館融合事業委託料）について
- (4) 芸術文化施設運営費（美術ギャラリー事業運営費補助金）について
- (5) 太宰治文学サロン管理運営関係費（管理運営委託料）について
- (6) 文学者顕彰事業費（事業委託料）について

## 2 生涯学習課

生涯学習課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) 生涯学習センター使用料について
- (3) 埋蔵文化財関係費（公開活用人材派遣手数料）について
- (4) 埋蔵文化財関係費（市内遺跡発掘調査委託料）について
- (5) 大沢の里古民家管理運営費（公開業務委託料）について
- (6) 生涯学習センター管理関係費（事業運営費補助金）について

## 3 スポーツ推進課

スポーツ推進課所管の財務に関する事務及びその他の事務は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。

- (1) 支出事務全般（予算経理、契約事務等）について
- (2) スポーツ施設使用料について
- (3) 三鷹市体育協会関係費（団体活動費補助金ほか）について
- (4) 市民駅伝大会関係費（運営委託料）について
- (5) 味の素スタジアム地域開放事業費（運営委託料）について
- (6) 心と体の健康都市づくり推進事業費（運動教室開催委託料）について

## 4 指摘事項

＜スポーツと文化部生涯学習課＞

### (1) 契約締結に係る支出負担行為について適正を期すべきもの

契約締結に当たっては、支出負担行為の決定を行う必要があり、三鷹市支出負担行為手続規則第7条第1項の規定に基づき、電子計算組織を利用して支出負担行為の整理を行うものとされている。しかしながら、財務会計システムへの入力となされていない事例が散見された。同規則に基づき適正な事務処理をされた

い。

(2) 契約締結における意思決定について適正を期すべきもの

三鷹市契約事務規則第70条の2において、1件の予定価格が50万円を超え300万円以下の委託契約で、その性質及び目的が競争入札に適さないものについては、あらかじめ契約事務担当課長の合議を経て課において行うものとされている。しかしながら、契約締結起案書において契約事務担当課長の合議がされていない事例が見られた。三鷹市契約事務規則に基づき適正な事務処理をされたい。

<スポーツと文化部スポーツ推進課>

(1) 契約締結に係る支出負担行為について適正を期すべきもの

契約締結に当たっては、支出負担行為の決定を行う必要があり、三鷹市支出負担行為手続規則第7条第1項の規定に基づき、電子計算組織を利用して支出負担行為の整理を行うものとされている。しかしながら、財務会計システムへの入力となされていない事例が散見された。同規則に基づき適正な事務処理をされたい。

別表 令和6年度スポーツと文化部所管の予算（令和6年9月末日現在）

1 芸術文化課

【一般会計】

<歳入>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項 目				
14	使用料及び手数料	96,869,000	32,542,734	32,542,734	33.6
	1 使用料	96,869,000	32,542,734	32,542,734	33.6
	1 総務使用料	96,869,000	32,542,734	32,542,734	33.6
17	財産収入	1,033,000	1,018,800	1,018,800	98.6
	1 財産運用収入	1,018,000	1,018,800	1,018,800	100.1
	1 財産貸付収入	1,018,000	1,018,800	1,018,800	100.1
	2 財産売払収入	15,000	0	0	0.0
	1 物品売払収入	15,000	0	0	0.0
21	諸収入	9,450,000	12,927,845	7,927,845	83.9
	4 雑入	9,450,000	12,927,845	7,927,845	83.9
	5 雑入	9,450,000	12,927,845	7,927,845	83.9
歳 入 合 計		107,352,000	46,489,379	41,489,379	38.6

<歳出>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	予算残額	執行率
款	項 目				
2	総務費	1,136,897,000	708,090,084	428,806,916	62.3
	1 総務管理費	1,136,897,000	708,090,084	428,806,916	62.3
	1 一般管理費	3,656,000	0	3,656,000	0.0
	4 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ費	177,890,000	53,317,495	124,572,505	30.0
	12文化費	955,351,000	654,772,589	300,578,411	68.5
10	教育費	33,039,000	18,082,535	14,956,465	54.7
	4 生涯学習費	33,039,000	18,082,535	14,956,465	54.7
	1 生涯学習総務費	25,852,000	14,489,035	11,362,965	56.0
	3 生涯学習センター費	7,187,000	3,593,500	3,593,500	50.0
歳 出 合 計		1,169,936,000	726,172,619	443,763,381	62.1

2 生涯学習課

【一般会計】

<歳入>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項 目				
14	使用料及び手数料	6,280,000	2,715,600	2,126,150	33.9
	1 使用料	6,280,000	2,715,600	2,126,150	33.9
	7 教育使用料	6,280,000	2,715,600	2,126,150	33.9
15	国庫支出金	7,500,000	0	0	0.0
	2 国庫補助金	7,500,000	0	0	0.0
	5 教育費国庫補助金	7,500,000	0	0	0.0
16	都支出金	3,617,000	0	0	0.0
	2 都補助金	3,597,000	0	0	0.0
	9 教育費都補助金	3,597,000	0	0	0.0
	3 委託金	20,000	0	0	0.0
	5 教育費委託金	20,000	0	0	0.0
17	財産収入	329,000	45,170	122,670	37.3
	2 財産売払収入	329,000	45,170	122,670	37.3
	1 物品売払収入	329,000	45,170	122,670	37.3
21	諸収入	301,000	0	0	0.0
	4 雑入	301,000	0	0	0.0
	5 雑入	301,000	0	0	0.0
歳 入 合 計		18,027,000	2,760,770	2,248,820	12.5

<歳出>

(単位 円・%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	予算残額	執行率
款	項 目				
10	教育費	153,645,000	52,518,635	101,126,365	34.2
	4 生涯学習費	153,645,000	52,518,635	101,126,365	34.2
	1 生涯学習総務費	81,779,000	15,146,200	66,632,800	18.5
	3 生涯学習センター費	71,866,000	37,372,435	34,493,565	52.0
歳 出 合 計		153,645,000	52,518,635	101,126,365	34.2

### 3 スポーツ推進課

#### 【一般会計】

#### <歳入>

(単位 円・%)

予算科目			予算現額	調定済額	収入済額	対予算 収入率
款	項	目				
14	使用料及び手数料		119,811,000	42,363,006	31,382,136	26.2
	1	使用料	119,811,000	42,363,006	31,382,136	26.2
		7 教育使用料	119,811,000	42,363,006	31,382,136	26.2
16	都支出金		7,174,000	0	0	0.0
	2	都補助金	7,174,000	0	0	0.0
		9 教育費都補助金	7,174,000	0	0	0.0
21	諸収入		15,131,000	2,476,152	2,476,152	16.4
	4	雑入	15,131,000	2,476,152	2,476,152	16.4
		5 雑入	15,131,000	2,476,152	2,476,152	16.4
歳入合計			142,116,000	44,839,158	33,858,288	23.8

#### <歳出>

(単位 円・%)

予算科目			予算現額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目				
10	教育費		598,875,000	279,176,084	319,698,916	46.6
	5	スポーツ推進費	598,875,000	279,176,084	319,698,916	46.6
		1 スポーツ推進総務費	108,457,000	47,707,948	60,749,052	44.0
		2 スポーツ施設運営費	490,418,000	231,468,136	258,949,864	47.2
歳出合計			598,875,000	279,176,084	319,698,916	46.6

# 財政援助団体等監査及び定期監査

## 大沢住民協議会

### 生活環境部コミュニティ創生課

#### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

#### 第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	所管部局	補助金等の名称	金額
大沢住民協議会	生活環境部 コミュニティ創生課	三鷹市コミュニティ活動事業助成金	41,802,884円
		大沢コミュニティ・センター指定管理料	37,218,419円

##### 1 財政援助団体等

令和5年度の財政援助に係る補助事業及び受託事業

##### 2 所管部局

令和5年度の財政援助に係る事務及び委託事業に係る事務の執行

#### 第3 監査の着眼点

令和5年度の財政援助に係る補助事業及び委託事業が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

##### 1 財政援助団体等

- (1) 補助等対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票の整備、記帳、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (3) 財務会計規程等の諸規程は整備されているか。
- (4) 受託事業について、契約に基づく義務の履行は適切に行われているか。

##### 2 所管部局

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

#### 第4 監査の期間

令和6年7月3日から令和6年12月25日まで

#### 第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

##### 1 大沢住民協議会

財政援助団体における令和5年度の財政援助に係る補助事業及び受託事業は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、財政援助等の目的に沿って行われ、適正かつ効率的に執行されているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。なお、団体の概要及び決算状況についても後述する。

- (1) 決算書等の整備について
- (2) 支出事務及び契約事務全般について
- (3) 人件費の支出について
- (4) 諸規程の整備について
- (5) 小口現金の管理状況について
- (6) 郵券類（印紙含む。）の受払状況について
- (7) 備品の管理状況について
- (8) 大沢コミュニティ・センター管理業務について（指定管理）

##### 2 生活環境部コミュニティ創生課

所管部局における財政援助団体への令和5年度の補助金の交付事務等は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

- (1) コミュニティ活動事業助成金の交付事務について
- (2) 大沢コミュニティ・センター指定管理に係る事務について

##### 3 指摘事項

＜大沢住民協議会＞

###### (1) 予算に係る手続について適正を期すべきもの

補正予算等の手続が行われないうまま、令和5年度予算の総額が変更されていた。大沢住民協議会会則に定めるとおり、予算は総会で議決を得ているものであり、その変更には適正な事務処理をされたい。

###### (2) 小口現金の取扱いについて適正を期すべきもの

ア 小口現金の支払及び保管については大沢住民協議会事務局経理事務規程第19条（以下、「規程」という。）に規定されているが、小口現金の用意の際に必要とされている支出負担行為の手続や会長決裁を得ないまま、協議会名義の預金口座から引き出しが行われていた。規定に則した適正な処理をされたい。

イ 新聞購読料のような定例的な支出等、小口現金の規定の趣旨から外れていると考えられる運用がされていた。また、広告料、印刷代といった雑入等も小口現金の収入金額として混在していた。収入があった際には、速やかに調定、収入処理を行い、預金口座へ入金する等、運用・管理を適切にされたい。

ウ 保管する小口現金について、規程第 20 条第 2 項には毎月ごとの清算が規定されているところであるが、小口現金出納帳の締めは行っていたものの、同項の規定に則した清算処理は行われていなかった。規定に従い適正な処理をされたい。

(3) 公印の取扱いについて適正を期すべきもの

公印規程に定めのない印章を作成し、公印簿に登録して使用していた。また、公印の名称と備品保管簿に記載された公印の品名が異なっていた。使用する公印は規程に正しく定め、適正な取扱いをされたい。

## 財政援助団体の概要等

### 大沢住民協議会

#### 1 団体の概要

##### (1) 目的

大沢住民協議会（以下「協議会」という。）は、住区住民の連帯と責任に基づき、住民参加によるコミュニティ活動を通して、快適な住みよい地域社会の形成を目指すことを目的とする。

##### (2) 事業

協議会は、上記の目的を達成するため、総務・厚生・環境・広報・文化・体育・防災の7部会を設置し、主に次のような事業を実施している（令和5年度実績）。

ア 全体事業 コミュニティ祭、大沢住民協議会設立50周年記念事業、コミュニティ音楽会、住民協議会のあり方に関する検討

イ 総務部会 定期総会の招集と進行、コミュニティ祭の企画・立案、地域内諸団体懇談会の開催、住民協議会委員研修

ウ 厚生部会 認知症サポーター養成講座、教養講座、早朝ラジオ体操、市民健康講座（共催）、みたか健康づくりセミナー（共催）、健康ウォーキング、運動実技指導、健康講座、栄養料理教室、こども料理教室

エ 環境部会 緑化推進事業、環境問題懇談会

オ 広報部会 広報紙「コミュニティおおさわ」の発行 ホームページの公開

カ 文化部会 ぶらり大沢ウォーキング、囲碁教室、小さなおはなし会（絵本であそぼう）、ドキドキママも1年生

キ 体育部会 住協対抗親睦スポーツ大会、水上フェスティバル、市スポーツフェスティバルや市民駅伝大会の支援、グランドゴルフ体験会

ク 防災部会 コミュニティ祭における防災ブースの設置、総合防災訓練、部会研修

##### (3) 設立

昭和48年11月12日

##### (4) 組織（令和6年4月1日現在）

会長 1人 副会長 3人 部会長 各1人 副部会長 各1人

会計 2人 監査 2人

事務局長 1人 事務局職員 4人（次長1人 主査2人 主事1人）

#### 2 市との関係

三鷹市は、三鷹市コミュニティ活動事業助成金交付要綱に基づき、大沢コミュニティ・センターを媒体とする協議会のコミュニティ活動に対して、令和5年度に4,180万2,884円の助成を行っている。

また、大沢コミュニティ・センター指定管理料として、令和5年度は3,721万8,419円を支払っている。

### 3 決算等の実績

令和5年度の協議会における決算額及び三鷹市からの助成金、指定管理料の充当額は次表のとおりである。

#### 令和5年度大沢住民協議会収支決算等

<収 入>

(単位 円)

科 目	決 算 額	市費充当額
1 市受託費	37,525,382	37,525,382
1 指定管理料	37,218,419	37,218,419
2 事業受託金	306,963	306,963
1 校庭開放自主運営事業受託金	180,000	180,000
2 健康づくり推進活動受託金	126,963	126,963
2 市助成金	41,802,884	41,802,884
1 施設運営費	37,271,884	37,271,884
2 活動費助成金	4,531,000	4,531,000
3 事業収入	553,970	0
4 諸収入	377,632	0
5 繰入金	5,000,000	0
6 繰越金	4,781,571	0
収 入 合 計	90,041,439	79,328,266

※ 市助成金のうち施設運営費及び活動費助成金の合計41,802,884円が、三鷹市コミュニティ活動事業助成金である。

<支 出>

(単位 円)

科 目	決 算 額	市費充当額
1 指定管理料	37,218,419	37,218,419
2 施設運営費	37,271,884	37,271,884
3 活動費	9,701,909	4,837,963
1 組織活動費	3,675,394	3,044,337
2 施設活動費	423,929	360,000
3 コミュニティ活動推進費	0	0
4 諸事業費	5,602,586	1,433,626
5 予備費	0	0
支 出 合 計	84,192,212	79,328,266

(単位 円)

翌年度繰越額	5,849,227
--------	-----------

# 特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災

## 総務部防災課

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	所管部局	補助金等の名称	金額
特定非営利活動法人 Mitakaみんなの防災	総務部防災課	三鷹市地域防災力強化及び防災ネットワーク化等に関する事業補助金	13,380,365円

#### 1 財政援助団体等

令和5年度の財政援助に係る補助事業及び受託事業

#### 2 所管部局

令和5年度の財政援助に係る事務及び委託事業に係る事務の執行

### 第3 監査の着眼点

令和5年度の財政援助に係る補助事業及び委託事業が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、関係職員からの説明聴取など通常実施すべき監査を実施したほか、必要と認めるその他の監査を実施した。

#### 1 財政援助団体等

- (1) 補助等対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (2) 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票の整備、記帳、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (3) 財務会計規程等の諸規程は整備されているか。
- (4) 受託事業について、契約に基づく義務の履行は適切に行われているか。

#### 2 所管部局

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

#### 第4 監査の期間

令和6年8月2日から令和6年12月25日まで

#### 第5 監査の実施概要及び結果

監査の実施概要及び結果は次のとおりである。

##### 1 特定非営利活動法人Mitakaみんなの防災

財政援助団体における令和5年度の財政援助に係る補助事業及び受託事業は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、財政援助等の目的に沿って行われ、適正かつ効率的に執行されているものとおおむね認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので後述する。なお、団体の概要及び決算状況についても後述する。

- (1) 決算書等の整備について
- (2) 支出事務及び契約事務全般について
- (3) 人件費の支出について
- (4) 諸規程の整備について
- (5) 手持現金（小口現金）の管理状況について
- (6) 郵券類（印紙含む。）の受払状況について
- (7) 備品の管理状況について

##### 2 総務部防災課

所管部局における財政援助団体への令和5年度の補助金の交付事務等は、前記の方法により監査した限り、重要な点において、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

- (1) 特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災に対する補助金（運営費補助金）の交付事務について

##### 3 指摘事項

＜特定非営利活動法人Mitakaみんなの防災＞

##### (1) 人件費の支出について適正を期すべきもの

割増賃金の基礎となる「勤務1時間当たりの賃金額」の算定方法については、特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災職員の雇用、勤務時間、賃金等に関する就業規程第44条に規定されているが、同規定により算定される賃金額が労働基準法に従い算定される額を下回っている。労働基準法の定める額と同等以上になるよう規定を見直し、不足分の支払手続を早急に進めるとともに、人件費の適正な支出に努められたい。

## 財政援助団体の概要等

### 特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災

#### 1 団体の概要

##### (1) 目的

特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災（以下「法人」という。）は、市民への防災意識啓発、防災リーダーの育成、防災活動団体への支援、地域の防災ネットワーク化等を図り、自助に成功し共助の担い手となる市民を育成すること等により地域の防災力を高め、防災、減災のまちづくりに寄与することを目的とする。

##### (2) 事業

ア 法人は、(1)の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(ア) まちづくりの推進を図る活動

(イ) 災害救援活動

(ウ) 地域安全活動

(エ) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

イ 法人は、(1)の目的を達成するため、非営利活動事業に係る次の事業を行う。

(ア) 防災意識啓発事業

(イ) 防災リーダー等人財育成事業

(ウ) 防災活動に関する情報の収集・提供、相談事業

(エ) 防災活動団体交流支援事業

(オ) 防災活動団体活動支援事業

(カ) 防災活動事例・調査研究事業

(キ) 防災ネットワーク化推進事業

(ク) 災害時の応急対策支援事業

(ケ) その他(1)の目的を達成するための事業

##### (3) 設立

令和4年9月4日 任意団体として設立

令和5年3月1日 特定非営利活動法人として法人化

##### (4) 組織（令和6年4月1日現在）

理事 16人（うち、理事長1人、副理事長2人） 監事 2人

事務局職員 4人（市派遣職員2人、直接雇用2人）

#### 2 市との関係

三鷹市は、特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災の運営及び防災・減災に資する事業に対して補助金を交付することにより、市内の防災ネットワーク化を図り、もって地域の防災力強化を推進することを目的として、三鷹市地域防災力強化及び防災ネットワーク化等に関する事業補助金交付要綱に基づき、令和5年度は 13,380,365 円の補助を行っている。

また、自助と共助の防災力向上のための事業を協働で実施している。

### 3 決算等の実績

令和5年度の法人における決算額は次表のとおりである。

#### 令和5年度特定非営利活動法人 Mitaka みんなの防災収支決算等

(単位 円)

科 目	予算額	決算額
経常収益	14,758,385	13,540,915
受取会費	150,000	150,000
受取寄附金	0	0
受取助成金等	14,526,000	13,380,365
事業収益	0	0
その他の収益	82,385	10,550
経常費用	14,758,385	13,623,300
事業費	9,213,740	8,616,267
管理費	5,544,645	5,007,033
当期経常増減額	0	△ 82,385
経常外収益	0	0
経常外費用	0	0
当期経常外増減額	0	0
税引前当期正味財産増減額	0	△ 82,385
法人税、住民税及び事業税	0	0
前期繰越正味財産額	0	82,385
次期繰越正味財産額	0	0